

平成 27 年 度

加古川市健全化判断比率等審査意見書

加古川市監査委員

加監第173号

平成28年7月26日

加古川市長 岡田康裕様

加古川市監査委員 中西一人

加古川市監査委員 大塚隆史

加古川市監査委員 小林直樹

加古川市監査委員 玉川英樹

平成27年度加古川市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の実施期間	1
第3	審査の方法	2
第4	審査の結果	2
1	健全化判断比率等の状況	3
(1)	実質赤字比率	3
(2)	連結実質赤字比率	5
(3)	実質公債費比率	8
ア	地方債元利償還額	9
イ	準元利償還額	9
ウ	特定財源	10
(4)	将来負担比率	11
ア	将来負担額	12
イ	充当可能財源等	15
(5)	資金不足比率	17
2	むすび	18

(注) 以下、文中及び各表中の金額等の記述は、次の要領による。

1. 文中及び各表中の金額は、千円単位で表示し、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計額と内訳の計、差引が一致しない場合がある。
2. 文中及び各表中の比率は、原則として表示単位未満を四捨五入したので、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
3. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「0.0」・・・0又は該当数値はあるが単位未満のもの。
「—」・・・該当数値のないもの及び算出不能又は無意味のもの。
4. 原則として各表中の元号は省略した。

平成27年度加古川市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

平成27年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率等の対象となる会計等

区 分			実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率					
一 般 会 計 等	一般会計		0	0	0	0	0					
	一般会計等に 属する特別会計	公園墓地造成事業										
		夜間急病医療事業										
		歯科保健センター事業										
		緊急通報システム事業										
病院事業債管理事業												
そ の 他 の 特 別 会 計	一般会計等以外の 特別会計のうち、 公営企業に係る 特別会計以外の会計		0	0	0	0	0					
	公営企業に係 る特別会計	法非適用						国民健康保険事業				
								後期高齢者医療事業				
		法適用						介護保険事業				
								駐車場事業				
	公営企業に係 る特別会計	法適用						公設地方卸売市場事業	0	0	0	0
								水道事業				
下水道事業												
一部事務組合・広域連合			0	0	0	0	0					
地方公社・第三セクター等			0	0	0	0	0					

- (注) 1. 「法適用」とは地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業、「法非適用」とは「法適用」以外の公営企業である。
2. 資金不足比率は公営企業ごとに算定されるものである。

第2 審査の実施期間

平成28年7月8日から平成28年7月26日まで

第3 審査の方法

提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、正確に作成され、各比率が適正に算定されているかどうかについて、算定の基礎となる事項を記載した書類と決算書類及び証書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取して確認した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、正確に作成され、各比率はいずれも適正に算定されていると認められた。

なお、各比率は次のとおり、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っていた。

比率名		27年度	早期健全化基準 経営健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	11.27%	20.0%
連結実質赤字比率		—	16.27%	30.0%
実質公債費比率		5.3%	25.0%	35.0%
将来負担比率		—	350.0%	
資金不足比率	公設地方卸売市場事業	—	20.0%	
	水道事業	—	20.0%	
	下水道事業	—	20.0%	

(注) 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合、各比率は算定されないものであり、「—」と表示している。

1 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び一般会計等に属する特別会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、実質赤字額がない場合は算定されない。

$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--

(注) 1. 実質赤字額=繰上充用額+ (支払繰延額+事業繰越額)

2. 標準財政規模=標準税収入額+普通交付税額+臨時財政対策債発行可能額

一般会計等の実質収支等の状況は、次のとおりである。

一般会計等の実質収支等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

会計名	27年度	26年度	増減
一般会計	544,060	558,909	△ 14,849
公園墓地造成事業	25,577	0	25,577
夜間急病医療事業	59,617	74,311	△ 14,694
歯科保健センター事業	31,247	44,454	△ 13,207
緊急通報システム事業	2,013	1,791	222
病院事業債管理事業	0	0	0
合計 A	662,514	679,465	△ 16,951
標準財政規模 B	48,857,410	48,713,684	143,726
実質赤字比率 A/B×100	—	—	—

平成27年度の一般会計等の実質収支額の合計額は、662,514千円の黒字であるため、実質赤字比率は算定されない。

各会計の状況を見ると、一般会計は544,060千円の黒字であり、単年度収支は14,849千円の赤字である。

公園墓地造成事業会計は25,577千円の黒字で、単年度収支も25,577千円の黒字である。

夜間急病医療事業会計は59,617千円の黒字で、単年度収支は14,694千円の赤字である。

歯科保健センター事業会計は31,247千円の黒字で、単年度収支は13,207千円の赤字である。

緊急通報システム事業会計は2,013千円の黒字で、単年度収支も222千円の黒字である。

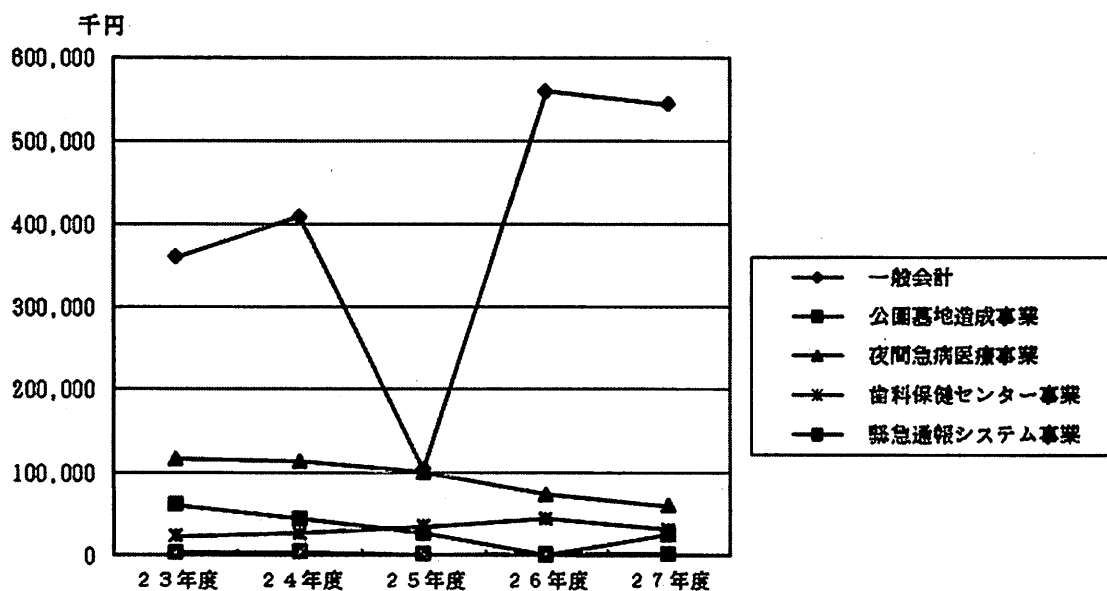
病院事業債管理事業会計は、実質収支、単年度収支とも0円である。

<参 考>

一般会計等の実質収支の推移

(単位 千円)

会計名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
一般会計	359,140	408,496	104,214	558,909	544,060
公園墓地造成事業	61,737	44,555	27,099	0	25,577
夜間急病医療事業	117,048	113,619	100,451	74,311	59,617
歯科保健センター事業	22,934	26,755	35,101	44,454	31,247
緊急通報システム事業	3,443	3,505	711	1,791	2,013
病院事業債管理事業	0	0	0	0	0
合 計	564,302	596,930	267,576	679,465	662,514



(注) 収支均衡が続いている病院事業債管理事業会計は除いている。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計の連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定されるが、全会計の連結実質赤字額がない場合は算定されない。

連結実質赤字比率	=	$\frac{\text{全会計の連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
----------	---	--

(注) 連結実質赤字額 = (イ+ロ) - (ハ+ニ)

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況は、次のとおりである。

各会計の実質収支又は資金剰余（不足）等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

会計名	27年度	26年度	増減
一般会計等	662,514	679,465	△ 16,951
国民健康保険事業	27,632	45,317	△ 17,685
後期高齢者医療事業	60,636	64,833	△ 4,197
介護保険事業	189,093	39,128	149,965
公設地方卸売市場事業	0	0	0
駐車場事業	△ 22,659	△ 51,979	29,320
水道事業	5,373,784	5,251,414	122,370
下水道事業	895,262	151,014	744,248
合計 A	7,186,262	6,179,192	1,007,070
標準財政規模 B	48,857,410	48,713,684	143,726
連結実質赤字比率 A/B×100	—	—	—

(注) 下水道事業は 27 年度から地方公営企業会計を適用したため、26 年度の欄は打ち切り決算の額である。

平成 27 年度全会計の実質収支額及び資金剰余（不足）額の合計額は、7,186,262 千円の黒字であるため、連結実質赤字比率は算定されない。

一般会計等以外の状況を見ると、国民健康保険事業会計は 27,632 千円の黒字で、単年度収支は 17,685 千円の赤字である。

後期高齢者医療事業会計は 60,636 千円の黒字で、単年度収支は 4,197 千円の赤字である。

介護保険事業会計は 189,093 千円の黒字で、単年度収支は 149,965 千円の黒字である。

公設地方卸売市場事業会計は、平成 26 年度、平成 27 年度とも実質収支は 0 円であり、資金剰余（不足）は発生していない。

駐車場事業会計は 22,659 千円の赤字で、単年度収支は 29,320 千円の黒字である。

水道事業会計は 5,373,784 千円の余剰資金があり、前年度に比べ 122,370 千円の増加である。

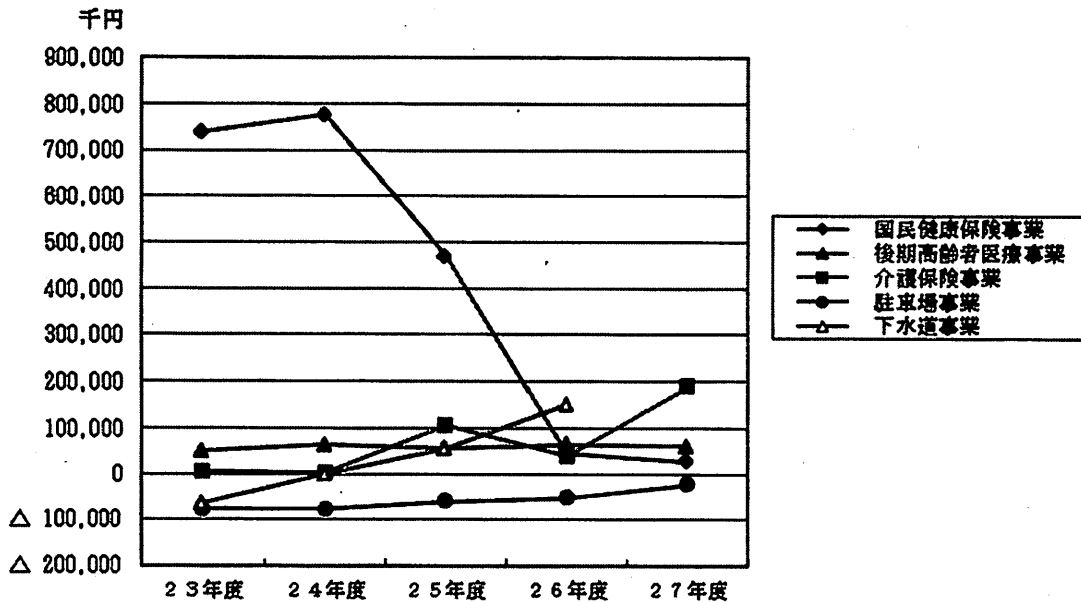
下水道事業会計は平成 27 年度より地方公営企業法を適用しており、895,262 千円の余剰資金がある。

<参 考>

一般会計等以外の会計の実質収支の推移

(単位 千円)					
会計名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
国民健康保険事業	739,575	776,485	469,518	45,317	27,632
後期高齢者医療事業	50,318	63,687	57,213	64,833	60,636
介護保険事業	4,306	1,731	106,217	39,128	189,093
公股地方卸売市場事業	0	0	0	0	0
駐車場事業	△ 77,336	△ 76,922	△ 59,881	△ 51,979	△ 22,659
下水道事業	△ 64,496	0	54,932	151,014	—
合 計	652,367	764,981	627,999	248,313	254,702

(注) 下水道事業は27年度から地方公営企業会計を適用したため、26年度の欄は打ち切り決算の額である。



(注) 収支均衡が続いている公股地方卸売市場事業会計は除いている。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が実質的に負担する公債費等の額の標準財政規模に対する比率（3か年平均）で、次の式から算定される。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債元利償還額} + \text{準元利償還額}) - (\text{特定財源} + \text{基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 準元利償還額=イ+ロ+ハ+ニ+ホ

イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ロ 債務負担行為に基づく支出のうち、公債費に準ずるもの

ハ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ニ 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ホ 一時借入金の利子

2. 基準財政需要額算入額は、元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額への算入額である。

公債費等の状況は、次のとおりである。

公債費等の状況

(単位 金額：千円、比率：%)

区 分	27年度	増減	26年度	増減	25年度
地方債元利償還額 A	9,977,716	△ 37,638	10,015,354	44,625	9,970,729
準元利償還額 B	2,888,085	△ 91,071	2,979,156	△ 1,117,114	4,096,270
特定財源 C	3,400,967	295,546	3,105,421	△ 267,883	3,373,304
基準財政需要額算入額 D	7,505,487	△ 468,761	7,974,248	78,054	7,896,194
(A+B)-(C+D) E	1,959,347	44,506	1,914,841	△ 882,660	2,797,501
標準財政規模 F	48,857,410	143,726	48,713,684	△ 622,829	49,336,513
(F-D) G	41,351,923	612,487	40,739,436	△ 700,883	41,440,319
実質公債費比率 (単年度) E/G×100	4.7	0.0	4.7	△ 2.0	6.7
実質公債費比率 (3か年平均)	5.3	△ 0.6	5.9	△ 0.8	6.7

平成27年度の実質公債費比率は5.3%で、前年度(5.9%)に比べ0.6ポイント改善しており、引き続き早期健全化基準の25.0%を下回っている。

ア 地方債元利償還額

一般会計等の公債費充当一般財源等の額で、繰上償還した額、借換債で償還した額、満期一括償還地方債の元金償還額等を控除した額である。その内訳は、次のとおりである。

地方債元利償還額

(単位 千円)			
区 分	25年度	26年度	27年度
地方債元利償還額(繰上償還額等を除く)	9,970,729	10,015,354	9,977,716

イ 準元利償還額

地方債の元利償還金に準ずるものである。その内訳は、次のとおりである。

準元利償還額

(単位 千円)			
区 分	25年度	26年度	27年度
公営企業等に係るもの	2,610,387	2,615,451	2,643,397
債務負担行為に係るもの	1,439,540	326,927	211,247
満期一括償還地方債(年度割相当額)	43,467	32,000	32,000
一部事務組合等に係るもの	0	0	0
一時借入金利子	2,876	4,778	1,441
合 計	4,096,270	2,979,156	2,888,085

(1) 公営企業等に係るもの

一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債等の償還の財源に充てたと認められるものである。その内訳は、次のとおりである。

公営企業等に係る準元利償還額

(単位 千円)			
区 分	25年度	26年度	27年度
介護保険事業	1,800	1,776	1,758
駐車場事業	0	0	0
公設地方卸売市場事業	2,185	1,734	1,578
水道事業	10,677	13,455	7,179
下水道事業	2,595,725	2,598,486	2,632,882
合 計	2,610,387	2,615,451	2,643,397

(イ) 債務負担行為等に係るもの

債務負担行為に基づく支出のうち、地方債の元利償還金に準ずるものである。その内訳は、次のとおりである。

債務負担行為に係る準元利償還額

(単位 千円)			
区 分	25年度	26年度	27年度
PFI事業に係るもの	222,025	217,080	188,017
国営土地改良事業に係るもの	22,146	16,206	4,945
利子補給に係るもの	16,992	11,849	2,230
その他	1,178,377	81,792	16,055
合 計	1,439,540	326,927	211,247

(ウ) 満期一括償還地方債(年度割相当額)

償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額である。実際には元金償還金が発生していなくても、年度割相当額を準元利償還額として算定するものである。

ウ 特定財源

地方債の償還に充当可能な特定財源である。その内訳は、次のとおりである。

特定財源

(単位 千円)			
区 分	25年度	26年度	27年度
都市計画税充当可能額	1,988,189	1,923,996	2,204,355
公営住宅使用料充当可能額	68,866	65,207	43,755
その他	1,316,249	1,116,218	1,152,857
合 計	3,373,304	3,105,421	3,400,967

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、次の式から算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額算入額}}$$

(注) 1. 将来負担額=イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト+チ

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債の現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰出見込額
- ニ 市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる市からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 市が設立した法人の負債の額及びその者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

2. 充当可能財源等=充当可能基金額+充当可能特定歳入見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

将来負担額等の状況は、次のとおりである。

将来負担額等の状況

区 分	(単位 金額：千円、比率：%)		
	27年度	26年度	増減
地方債の現在高	93,494,421	90,329,126	3,165,295
債務負担行為に基づく支出予定額	5,446,709	5,944,719	△ 498,010
公営企業債等繰入見込額	27,835,254	28,661,510	△ 826,256
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額	12,884,842	13,662,516	△ 777,674
設立法人の負債額等負担見込額	258,973	288,355	△ 29,382
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
将来負担額 A	139,920,199	138,886,226	1,033,973
充当可能基金額	23,707,187	20,640,237	3,066,950
充当可能特定歳入見込額	40,104,921	31,628,046	8,476,875
基準財政需要額算入見込額	88,388,256	87,252,672	1,135,584
充当可能財源等 B	152,200,364	139,520,955	12,679,409
(A-B) C	△ 12,280,165	△ 634,729	△ 11,645,436
標準財政規模 D	48,857,410	48,713,684	143,726
基準財政需要額算入額 E	7,505,487	7,974,248	△ 468,761
(D-E) F	41,351,923	40,739,436	612,487
将来負担比率 C/F×100	-(△29.6)	-(△1.5)	-

(注) 将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が多いため比率が算定されないの、参考として公債費充当可能財源等の超過率を()内にマイナス表記している。

平成 27 年度の将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が多いため比率が算定されないが、前年度に引き続き早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

将来負担額等の構成割合

区 分	(単位 千円)			
	27年度	割合	26年度	割合
地方債の現在高	93,494,421	66.82%	90,329,126	65.04%
債務負担行為に基づく支出予定額	5,446,709	3.89%	5,944,719	4.28%
公営企業債等繰入見込額	27,835,254	19.89%	28,661,510	20.64%
退職手当負担見込額	12,884,842	9.21%	13,662,516	9.84%
設立法人の負債額等負担見込額	258,973	0.19%	288,355	0.21%
将来負担額	139,920,199	100.00%	138,886,226	100.00%
充当可能基金額	23,707,187	15.58%	20,640,237	14.79%
充当可能特定歳入見込額	40,104,921	26.35%	31,628,046	22.67%
基準財政需要額算入見込額	88,388,256	58.07%	87,252,672	62.54%
充当可能財源等	152,200,364	100.00%	139,520,955	100.00%

ア 将来負担額

(7) 地方債の現在高

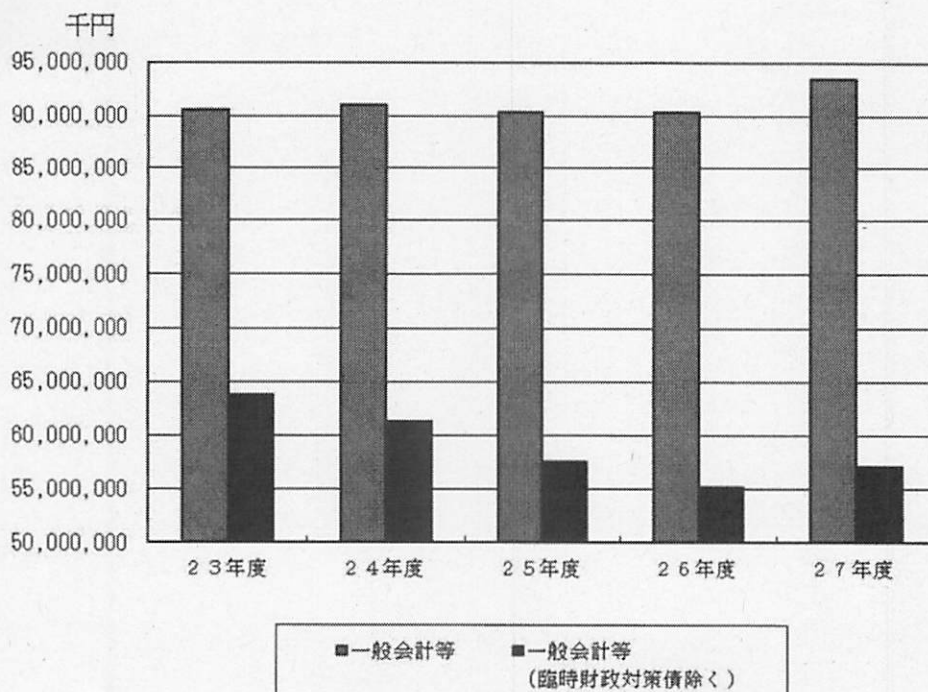
一般会計等の地方債の現在高は 93,494,421 千円で、前年度に比べ 3,165,295 千円の増加である。

増加の主な要因は、一般会計の普通債の衛生債が 1,672,081 千円及び土木債が 1,650,203 千円減少したことに対し、特別会計の病院事業債が 6,625,350 千円及び一般会計の臨時財政対策債が 1,146,970 千円増加したことによるものである。

主な内訳は、一般会計の普通債の土木債 19,350,398 千円、教育債 6,651,464 千円及び衛生債 3,778,919 千円並びに臨時財政対策債 36,393,683 千円及び減税補てん債 2,008,197 千円並びに特別会計の病院事業債 18,784,094 千円である。

一般会計等の地方債残高の推移

区 分	(単位 千円)				
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
一般会計等	90,566,696	91,057,444	90,328,854	90,329,126	93,494,421
一般会計等 (臨時財政対策債除く)	63,784,380	61,236,132	57,512,732	55,082,413	57,100,738



(注) 臨時財政対策債とは、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付するべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして地方公共団体自らに地方債を発行させる制度である。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には将来負担比率に影響を及ぼさない。

(イ) 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額は5,446,709千円で、前年度に比べ498,010千円の減少である。

減少の主な要因は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るものが332,799千円及びPFI事業に係るものが156,039千円減少したことによるものである。

主な内訳は、加古川市土地開発公社に対する依頼土地の買戻しに係るもの3,887,592千円及びPFI事業に係るもの1,554,043千円である。

債務負担行為に基づく支出予定額

区 分	(単位 千円)		
	27年度	26年度	増減
依頼土地の買戻しに係るもの	3,887,592	4,220,391	△ 332,799
PFI事業に係るもの	1,554,043	1,710,082	△ 156,039
国営土地改良事業に係るもの	4,450	9,395	△ 4,945
その他	624	4,851	△ 4,227
合 計	5,446,709	5,944,719	△ 498,010

(ウ) 公営企業債等繰入見込額

公営企業債等繰入見込額は、公営企業債等の元金償還に対する一般会計等からの繰出見込額で、下水道事業のほか4会計に対するものである。

27年度の繰入見込額は27,835,254千円で、前年度に比べ826,256千円の減少である。

減少の主な要因は、下水道事業に対する繰出見込額が810,897千円及び公設地方卸売市場事業に対する繰出見込額が7,486千円減少したことによるものである。

主な内訳は、下水道事業に対する繰出見込額27,696,871千円及び水道事業に対する繰出見込額128,391千円である。

公営企業債等繰入見込額の状況

会計名	(単位 千円)		
	27年度	26年度	増減
介護保険事業	1,568	3,285	△ 1,717
駐車場事業	0	0	0
公設地方卸売市場事業	8,424	15,910	△ 7,486
水道事業	128,391	134,547	△ 6,156
下水道事業	27,696,871	28,507,768	△ 810,897
合計	27,835,254	28,661,510	△ 826,256

(エ) 組合等負担等見込額

本市が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担等見込額であるが、加古川市外2市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも地方債現在高がないため負担等見込額は算出されない。

(オ) 退職手当負担見込額

退職手当負担見込額は、一般会計等が実質的に退職手当を負担する特別職を含む職員（平成27年度末退職者を除く。）が、平成27年度末に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当額である。当年度の負担見込額は12,884,842千円で、前年度に比べ777,674千円の減少である。

(カ) 設立法人の負債額等負担見込額

設立法人の負債額等負担見込額は、本市が設立した法人の負債額のうち、一般会計等が負担するもの及び本市が損失補償を行っている債務等に係る一般会計等の負担見込額である。

当年度の負担見込額は 258,973 千円で、前年度に比べ 29,382 千円の減少である。

減少の主な要因は、(公財)加古川食肉公社に対する負担見込額が 18,144 千円及び兵庫県信用保証協会に対する負担見込額が 5,666 千円減少したことによるものである。

内訳は、加古川再開発ビル(株)に対する負担見込額 182,865 千円及び(公財)加古川食肉公社に対する負担見込額 76,108 千円である。

なお、加古川市土地開発公社については、当年度末の負債額は 750,174 千円であるが、保有する現金及び預金並びに土地の取得価額の合計額が負債額を上回るため負担見込額は算出されない。

設立法人の負債額等負担見込額

法人名	(単位 千円)		
	27年度	26年度	増減
加古川再開発ビル(株)	182,865	188,437	△ 5,572
(公財)加古川食肉公社	76,108	94,252	△ 18,144
兵庫県信用保証協会	0	5,666	△ 5,666
(地独)加古川市民病院機構	0	0	0
合計	258,973	288,355	△ 29,382

(キ) 組合等連結実質赤字額負担見込額

本市が加入する組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額であるが、加古川市外 2 市共有公会堂事務組合、東播磨農業共済事務組合及び兵庫県後期高齢者医療広域連合については、いずれも実質赤字額又は資金不足額がないため負担見込額は算出されない。

イ 充当可能財源等

(ア) 充当可能基金額

充当可能基金額は 23,707,187 千円で、前年度に比べ 3,066,950 千円の増加である。

増加の主な要因は、国民健康保険事業基金が449,396千円減少したものの、市債管理基金が2,130,071千円、公共施設等整備基金が774,167千円及び財政調整基金が444,961千円増加したことによるものである。

主な内訳は、公共施設等整備基金7,522,909千円、財政調整基金5,788,746千円、市債管理基金5,201,526千円及び福祉コミュニティ基金2,856,129千円である。

充当可能基金額の状況

(単位 千円)

基金名	27年度	26年度	増減
奨学資金基金	0	12,940	△ 12,940
財政調整基金	5,788,746	5,343,785	444,961
福祉コミュニティ基金	2,856,129	2,817,206	38,923
日光山墓園管理基金	659,595	643,651	15,944
市債管理基金	5,201,526	3,071,455	2,130,071
介護保険給付費準備基金	894,187	768,967	125,220
国民健康保険事業基金	784,095	1,233,491	△ 449,396
公共施設等整備基金	7,522,909	6,748,742	774,167
合計	23,707,187	20,640,237	3,066,950

(注) 奨学資金基金は、27年度末をもって廃止となった。

(4) 充当可能特定歳入見込額

充当可能特定歳入見込額は40,104,921千円で、前年度に比べ8,476,875千円の増加である。

主な内訳は、都市計画税20,691,966千円及び病院施設整備等事業貸付金元金収入13,165,933千円である。

充当可能特定歳入見込額の状況

(単位 千円)

特定歳入	27年度	26年度	増減
都市計画税	20,691,966	18,735,780	1,956,186
公営住宅使用料	602,850	702,494	△ 99,644
住宅建設・改修資金回収金	8,516	10,018	△ 1,502
歯科保健センター受託事業収入	17,495	21,009	△ 3,514
病院施設整備等事業貸付金元金収入	13,165,933	6,009,890	7,156,043
移行前病院事業債元金収入	5,618,161	6,148,855	△ 530,694
合計	40,104,921	31,628,046	8,476,875

(7) 基準財政需要額算入見込額

基準財政需要額算入見込額は 88,388,256 千円で、前年度に比べ 1,135,584 千円の増加である。

(5) 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業における資金の不足額の事業の規模に対する比率で、次の式から算定されるが、資金不足が発生していない場合は算定されない。

$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
--

(注) 1. 資金の不足額

[法適用企業] : (流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額

[法非適用企業] : (実質赤字額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

2. 事業の規模

[法適用企業] : 営業収益の額-受託工事収益の額

[法非適用企業] : 上記に相当する額

各会計の資金剰余(不足)等の状況は、次のとおりである。

各会計の資金剰余(不足)等の状況

(単位 金額:千円、比率:%)

事業名		資金剰余額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B
公設地方卸売 市場事業	27年度	0	71,726	-
	26年度	0	71,152	-
水道事業	27年度	5,373,784	4,307,823	-
	26年度	5,251,414	4,334,394	-
下水道 事業	27年度	895,262	4,819,917	-
	26年度	151,014	4,552,424	-

(注) 下水道事業は27年度から地方公営企業会計を適用したため、前年度との比較はできない。

平成27年度は各公営企業会計において資金不足が発生していないため、資金不足比率は算定されない。

2 むすび

平成 27 年度における健全化判断比率等のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字あるいは資金不足が発生していないため、前年度に引き続き算定されない。さらに、将来負担比率についても、充当可能財源等が将来負担額を上回るため算定されない。また、実質公債費比率は 5.3%で、前年度（5.9%）に比べ 0.6 ポイントの改善となり、いずれの指標においても早期健全化基準又は経営健全化基準を下回り、本市の各指標は良好であるといえる。

その要因としては、未収金の徴収強化、加古川市土地開発公社の債務の縮減、市債の計画的な発行、将来を見越した基金の積み立ての強化が挙げられる。

しかしながら、本格的な人口減少社会に突入する中、市税収入の大幅な増加は見込めない一方で、広域ごみ処理施設の建設や中学校給食実施などの大型プロジェクト事業が控え、併せて、子育て支援施策の充実、社会保障関係費の増加、公共施設等の老朽化対策などにも対応する必要がある。

今後とも、財政運営の健全性を担保するための指針として 27 年度に策定した「中期財政計画」に基づき、将来にわたる持続的な財政基盤の確立に努められるとともに、市民誰もが「幸福である」と感じることでできるまちづくりをめざし、市民ニーズを把握した市民サービスの実現に取り組まれない。